

うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針

静岡県漁業調整規則第4条第1項第1号に定めるうなぎ稚魚漁業に関する取扱については、静岡県漁業調整規則(以下、「規則」という。)の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

1 定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採捕とは、うなぎ稚魚（全長13cm以下のうなぎ稚魚のこと、以下同様）を捕獲する行為及びうなぎ稚魚を捕獲する目的で船舶、漁具その他うなぎ稚魚の捕獲に資する物を使用する行為をいう。
- (2) 補助とは、採捕従事者が採捕を行う際に、当該採捕従事者の安全を確保するために行う行為をいう。
- (3) 許可を受けた者とは、規則第4条第1項第1号の規定によりうなぎ稚魚漁業の許可を受けた個人又は法人をいう。
- (4) 池入量とは、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条第2項の規定により同条第1項の許可を受けた養殖業者ごとに定められたにほんうなぎの池入割当量をいう。
- (5) 採捕従事者とは、規則第4条第1項第1号の規定によりうなぎ稚魚漁業の許可を受ける際に、うなぎ稚魚の採捕に従事する者として採捕従事者証を交付されたものをいう。
- (6) 採捕補助者とは、採捕従事者を補助する者として採捕補助者証を交付されたものをいう。
- (7) 出荷先とは、採捕従事者が採捕したうなぎ稚魚を集荷し、一時的に保管する場所として、県が指定した場所をいう。

2 採捕及び荷渡し

- (1) 許可を受けた者は、採捕状況を常に掌握しなければならない。また、国または県から採捕停止が通知されたときは、採捕を終了しなければならない。
- (2) うなぎ稚魚の取扱は、以下のとおりとする。
 - ア 採捕従事者は、採捕したうなぎ稚魚を、出荷先に出荷しなければならない。
 - イ 採捕従事者は、採捕したうなぎ稚魚を、県に届け出た保管場所以外の場所に保管してはならない。
 - ウ 採捕従事者本人が出荷先に運搬できない場合、運搬代理人を指定し、運搬を委任することできる。ただし、運搬代理人は原則として採捕従事者の同居親族又は採捕従事者が属する許可を受けた法人の代表者とする。
 - エ 採捕従事者本人又は採捕補助者として届出があった者は運搬代理人になることはできないものとする。但し、許可を受けた法人の代表者は除く。
- (3) 採捕従事者は、採捕及びうなぎ稚魚の荷渡しを行う際には採捕従事者証を携帯しなければならない。また、運搬代理人は、運搬及び荷渡しを行う際には、運転免許証その他本人の氏名を確認できる書類を携帯しなければならない。
- (4) 採捕補助者は以下のアからウに掲げる行為をしてはならず、また、採捕従事者を補助するに当たっては、常に採捕補助者証を着用しなければならない。

- ア うなぎ稚魚の所持又は運搬すること。
- イ 事前に届け出た補助行為以外のことを行うこと。
- ウ 事前に届け出た採捕従事者から大きく離れること。

3 採捕許可

- (1) 許可すべき漁業者の数は、前年度に同一の操業区域について許可した数と同数以内とする。
ただし、前年度に採捕実績がない漁業者がいる場合には、当該漁業者は許可すべき漁業者になることができないものとし、許可すべき漁業者の数は、当該漁業者の数を差し引いた数とする。
- (2) 漁業者が法人の場合における漁業者ごとの採捕従事者の数は、前年度と同数以内とする。
なお、前年度に採捕実績がない採捕従事者（休業・死亡届が受理されている者）は、採捕従事者になることができず、その者を代替する人員の補充も認めない。
- (3) 採捕期間は、漁期毎に県が別に定める期間とする。
- (4) 採捕区域は、従来から許可されている区域を基本として、漁業調整上及び水産資源保護上支障のない区域とする。
- (5) 採捕許可数量は、県内養鰻業者の池入量の総量の範囲内とする。
- (6) 区域ごとの採捕許可数量は、当該年度における県内養鰻業者の池入量の総量のうち、おおむね8割を令和4年漁期の各区域への配分比率、令和5年漁期及び令和6年漁期の各区域の採捕実績に応じて配分し、残りのおおむね2割を留保枠とする。
- (7) 使用する採捕道具の種類及び統数並びに採捕方法は、従来から許可されている範囲に限ることとする（ただし、統数を減ずる場合は、この限りではない。）。
- (8) 許可を受けた者は、採捕しようとする区域が第1種または第5種共同漁業権漁場内の場合には、採捕許可申請に当たって、事前に当該漁業権者と協議しなければならない。
- (9) 採捕従事者本人又は第三者の運搬代理人として届出があった者が採捕補助者となることは認めない。
- (10) 許可申請方法は次のとおりとする。
 - ア 申請書類等は、県が指定する日までに提出することとする。
 - イ 申請書類等は、規則第8条第1項の規程に基づく申請書に、別に指定した書類を必要部数添付するものとする。
- (11) 採捕従事者証及び採捕補助者証は、本人の写真を貼付し県が認印して、許可証交付時（やむを得ない場合は当該交付の日以降）に採捕者本人に直接交付する。

4 許可の基準

- (1) 規則第11条第7項の許可の基準は、許可申請者の採捕実績を考慮し、以下のアからウの順序で優先する。また、各号で同順位が複数のときは公正な方法でくじを行い許可をする者を定める。ただし、許可申請者が法人の場合は、採捕従事予定者の採捕数量の合計とする。
 - ア 前年に当該区域の漁業許可を受けていた者
 - イ 前年度の採捕数量が多い者
 - ウ 直近5か年の採捕数量のうち最高と最低を除いた3年間の平均値が高い者

5 報告及び管理

- (1) 許可を受けた者は、採捕状況を取りまとめ、採捕状況報告書（旬別）を旬（10 日間）ごとに、採捕状況報告書（月別）を翌月末日までに県に報告する。
- (2) 許可を受けた者は、採捕が終了し県から指示があった場合には直ちに許可証、採捕従事者証、採捕補助者証を添付の上、採捕結果報告書を県に報告する。
- (3) 採捕従事者は、出漁ごとにうなぎ稚魚出漁日誌へ採捕実績を記帳し、5 年間保管する。また県より出漁日誌の開示を求められた場合はそれに応じるものとする。

6 その他

この方針は令和 7 年 8 月 19 日から施行する。